

令和3年度第2回さいたま市がん対策推進協議会

日時：令和4年1月25日（火）

午後2時00分から午後3時00分まで

開催方法：Zoomによるオンライン会議

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) さいたま市がん対策推進計画の進行管理について

- ① がん対策推進計画の進行及び取組の実施状況
- ② がん教育出前講座の講師について

4 意見交換

- (1) コロナ禍における受診控えが、がんの早期発見、早期治療に与えた影響について
- (2) 若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業の周知について
- (3) がん患者のアピアランスケアについて

5 報 告

- (1) 令和3年度がん対策推進講演会について

6 閉 会

さいたま市がん対策推進協議会委員名簿

(令和2年10月13日から令和4年10月12日まで)

令和3年8月27日現在

	氏名	所属
1	あんどう あきひこ 安藤 昭彦	さいたま赤十字病院 院長
2	えんどう しゅんすけ 遠藤 俊輔	自治医科大学附属さいたま医療センター センター長
3	おおたけ ただし 大竹 忠	市民公募委員
4	かねこ ひさあき 金子 久章	さいたま市歯科医師会 副会長
5	くぼち きよし 窪地 淳	さいたま市立病院 名誉院長 経営戦略特命参与
6	こさか はるお 小坂 春生	市民公募委員
7	こやま のりえ 小山 紀枝	Çava! (サヴァ) ～さいたま BEC～ (患者団体)
8	とさか ひであき 登坂 英明	さいたま市4医師会連絡協議会 議長 一般社団法人 浦和医師会 会長
9	のだ まさみつ 野田 政充	一般社団法人 さいたま市薬剤師会 副会長
10	はまの ようこ 浜野 洋子	さいたま商工会議所女性会 会長
11	ひらかわ としこう 平川 俊功	東京家政大学 人文学部 心理カウンセリング学科 教授
12	まつだ くみこ 松田 久美子	公益社団法人 埼玉県看護協会 会長
13	まつもと けいいちろう 松本 桂一郎	さいたま労働基準監督署 署長
14	みしお みさお 三塩 操	一般社団法人 埼玉県訪問看護ステーション協会 会長
15	よこた はるしげ 横田 治重	埼玉県立がんセンター 病院長

(五十音順、敬称略)

令和3年度第2回さいたま市がん対策推進協議会
関係課職員名簿

所属	役職	氏名
保健部	部長	星野 公男
	副理事	今野 弘美
保健所	所長	西田 道弘
教育委員会 健康教育課	指導主事	鴨志田 祐子
地域保健支援課	課長	吉原 勝子
	課長補佐兼係長	池田 玲子
健康増進課	課長	塚本 明宏
	課長補佐兼係長	嶋田 理恵
	主査	谷島 由香
	主査	伴田 さち
	主任	中村 恒太

さいたま市がん対策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する条例（平成26年さいたま市条例第44号）第15条第7項の規定に基づき、さいたま市がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得たときは、公開しないことができる。

(守秘義務)

第5条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年度がん対策推進計画の進行管理スケジュール

(PDCA サイクルイメージ)

令和4年1月
令和3年7月
令和3年2月

1月 **第2回がん対策推進協議会**

C 各団体・各課の現年度実績について
確認・検討
＝次年度より効果的に実施するための
情報交換

A **各団体・各課**
次年度取組を改善

7月 **第1回がん対策推進協議会**

C 各団体・各課の現年度の取組予定
について確認・検討

A **各団体・各課**
取組を改善

2~3月 **各団体・各課**

P 現年度の実績を元に
来年度の予定を立案
●**取組事例シート**を記入する

D **各団体・各課**
取組を実施

さいたま市がん対策推進計画・進行管理概要

基本理念	基本方針	目標	分野別施策	R2具体的取組・実績	取組の成果・課題・今後の方向性等
市民が互いに支え合えることができる地域社会の実現に向けて	がんの早期発見の推進	がん予防の推進	がんに関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ●がん教育出前講座の実施、健康教室でがんについての講話を実施 ・がん体験者対象の交流イベント実施（おしゃべり会、ミニ講話等） ・医療関係者対象の研修会・セミナーの開催 ・市主催のイベント等や広報誌による周知 	<p>【成果】イベント等は規模を縮小したりオンラインを活用するなど、各団体とも取組の実施のため工夫を凝らした。オンラインの活用についてはこれまで参加できなかった方が参加できるようになるという新たな成果が得られた。</p> <p>【課題・今後の方向性】オンラインの活用はハードの整備やICTに対する知識の習得といった課題があり、その対応が必要である。</p>
			受動喫煙の防止と禁煙	<ul style="list-style-type: none"> ●がん教育出前講座の実施、健康教室でがんについての講話を実施 ・禁煙外来の開設 ・敷地内の分煙または全面禁煙（病院、事業所等） ・禁煙相談 ・市主催のイベント等や広報誌、掲示による呼びかけ 	<p>【成果】受動喫煙の防止と禁煙について、施設内全面禁煙の取組の他、掲示、市報を利用した方法に加え教育現場や親子参加型の教室での周知が行われ、大人だけでなく幅広い世代に情報発信がされた。</p> <p>【課題・今後の方向性】がん教育推進の観点からも、今後も引き続き子ども世代も対象とした取組みが求められる。</p>
	がん医療の充実と療養生活の質の向上	がんの早期発見の推進	がん検診の受診率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●がん教育出前講座の実施、健康教室でがんについての講話を実施 ・人間ドックの利用費用補助 ・郵送検診の実施 ・未受診者への受診勧奨として啓発品の掲示・配布 ・市主催のイベント等や広報誌、掲示による周知 ・精密検査対象者への個別の精密検査受診勧奨 	<p>【成果】前年度からの継続的な取組が実施されていたが、いずれの検診も受診率は低下した。</p> <p>【課題・今後の方向性】受診しやすい環境を整備するとともにがん早期発見の重要性を唱え、受診を促す必要がある。部位により精密検査受診率に差が見られるため、受診率の低いものをターゲットとした指導・啓発活動の強化について検討の必要がある。</p>
			がん検診の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・医療関係者を対象とした在宅医療研修会開催 ・多職種間での情報共有 	<p>【成果】病院や施設での面会制限により在宅療養を希望する患者もおり、在宅医療の需要は継続して見られた。</p> <p>【課題・今後の方向性】研修等の必要な取組が実施できるよう、オンラインの活用など新たな実施方法の検討が必要である。</p>
	がん患者等の支援の充実	がん医療の充実と療養生活の質の向上	在宅医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●がん患者のアピアランスケア支援 ・医療関係者を対象とした緩和ケア研修会の開催 ・緩和ケアチームの活動 	<p>【成果】アピアランスケア支援を実施する団体が増えた。患者の声からも緩和ケアについての市民の理解は深まってきている。</p> <p>【課題・今後の方向性】コロナ禍においても医療従事者に向けた研修会等を実施できる体制づくりが必要である。</p>
			緩和ケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●がんゲノム医療 体制整備・実施 ●コミュニケーションに特化した研修会の開催 ・がん相談支援センターやがんサロンによる相談支援体制の充実 ・市内のがん診療連携拠点病院（3病院）でのがん患者就労相談の実施 ・コールセンターや相談ダイヤルの設置 	<p>【成果】電話相談や個別相談を継続し、昨年度から相談件数が増加した団体も見られた。相談では社会との繋がりへの不安について精神的なサポートの必要性も認められた。</p> <p>【課題・今後の方向性】各団体の成果の共有が重要である。</p>
	働く世代へのがん対策の充実	がん患者等の支援の充実	相談支援体制の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅医療支援薬局リストの改訂 ・市民を対象にしたイベントや講演会の開催 ・医療関係者に対する研修・勉強会の開催 ・がん相談やがんサロンの開催 ・啓発物の掲示・配布、ホームページ活用等による情報提供 	<p>【成果】集合のイベント等での情報発信の機会は減ってしまったが、掲示やインターネットを活用し情報提供を継続することができた。</p> <p>【課題・今後の方向性】様々な事情を抱えた方に情報が行き渡るよう複数の方法を組み合わせ情報発信を行う必要がある。</p>
			情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・癌治療における薬薬連携体制の構築 ・就労相談会の開催 ・市ホームページに市内の就労相談窓口の情報をまとめた「がん患者さんの就労相談窓口一覧」を掲載 	<p>【成果】がん治療に関連する様々な職種の方が関わる「さいたま地域連携Network」が構築され、今後のがん患者に対する連携推進に向けた足がかりができた。社会保険労務士等の専門家による就労相談は患者からも安心感が得られると好評である。</p> <p>【課題・今後の方向性】患者のニーズに合わせ、関係する市内事業所等との連携を推進させる必要がある。</p>

分野別施策の「がんに関する正しい知識の普及」と「受動喫煙の防止と禁煙」については、『さいたま市ヘルスプラン21（第2次）』、『第3次さいたま市食育推進計画』と関連した目標指標が設定されています。

さいたま市がん対策推進計画目標指標

令和3年度「さいたま市健康づくり及び食育についての調査」の概況

さいたま市がん対策推進計画の目標値は、さいたま市ヘルスプラン21（第2次）や第3次さいたま市食育推進計画と整合を図り設定しています。両計画と共通であり令和3年度「さいたま市健康づくり及び食育についての調査」の対象とした目標指標の調査の概況は以下の通りです。

がんに関する正しい知識の普及					
目標指標	対象	ベースライン (H23 又は H24)	目標値	令和3年度 調査結果	策定時からの 改善状況
毎日、三食野菜を食べている人の割合	16歳未満	29.1%	増える	37.7%	↑
	40～64歳男性	21.7%	30%以上	18.8%	↓
	40～64歳女性	28.2%	30%以上	28.0%	↓
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合		56.5%	65%	58.5%	↑
生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている人の割合（1日当たりの純アルコール摂取量 男性 60g 女性 20g）	成人男性	4.9%	2.8%以下	7.1%	↓
	成人女性	19.7%	6.4%以下	25.3%	↓
	40歳代男性	8.8%	4.6%以下	10.4%	↓
	50歳代男性	10.0%	5.8%以下	9.1%	↑
	20～30歳代女性	4.6%	0.2%以下	2.6%	↑
1日1時間以上歩く人の割合	男性	34.0%	44%	34.0%	→
	女性	29.0%	38%	26.1%	↓
運動習慣のある人の割合（30分、週2回以上の運動を1年以上継続している人）	男性	31.0%	41%	33.9%	↑
	女性	25.6%	35%	23.8%	↓
	20～64歳男性	21.8%	32%	29.7%	↑
	20～64歳女性	19.9%	30%	19.1%	↓
	65歳以上男性	38.1%	48%	30.4%	↓
	65歳以上女性	32.9%	43%	30.8%	↓

受動喫煙の防止と禁煙					
目標指標	対象	ベースライン (H23 又は H24)	目標値	令和3年度 調査結果	策定時からの 改善状況
受動喫煙の機会を有する人の割合	行政機関	2.3%	0%	0.9%	↑
	医療機関	1.2%	0%	0.6%	↑
	職場	20.5%	受動喫煙のない 職場の実現	12.7%	↑
	家庭	17.6%	3%	14.0%	↑
	飲食店	36.8%	15%	8.4%	↑
	学校	2.7%	小学校・中学校・高校は0% それ以外は受動喫煙のない環境	0.8%	↑
	遊技場	11.5%	減らす	3.8%	↑
成人の喫煙率	成人男性	24.8%	18%	19.7%	↑
	成人女性	9.3%	5%	6.4%	↑
未成年者の喫煙率		1.5%	なくす	0.7%	↑

団体名：健康増進課		令和 3 年度分			
事業名		1 がんに関する正しい知識の普及			
①若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業 ②がん教育出前講座 ④受動喫煙防止対策	③がん対策推進講演会 ⑤がんに関する情報提供	2 受動喫煙の防止と禁煙			
事業の目標		分野別施策（参考）	3 がん検診の受診率の向上		
①在宅医療の推進による末期がん患者の療養生活の質の向上 ②がんに関する正しい知識の普及によるがんの予防の推進 ③⑤情報提供の充実によるがん患者の状況に応じた支援体制の充実 ④受動喫煙の防止と禁煙によるがんの予防の推進			4 がん検診の質の向上		
事業の対象者			5 在宅医療の推進		
	市民、教育関係者		6 緩和ケアの充実		
事業を展開する上で協働した課所、機関、団体			7 相談支援体制の活用		
さいたま市4医師会、さいたま市歯科医師会、さいたま市立病院、さいたま赤十字病院、Cava!～さいたまBEC～、あけぼの会あけぼの埼玉、埼玉医科大学国際医療センター、埼玉県立がんセンター、環境薬事課、資源循環政策課、健康教育課			8 情報提供の充実		
			9 市内事業所等との連携によるがん対策の充実		
取組の内容	新規 継続	オン ライン	中止	分野別施策 (該当する数字に○)	対象者、時期/回数、参加人数など
若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金の交付	新規	なし		1 2 3 4 ⑤ 6 7 8 9	対象者：20～39歳の市在住末期がん患者（18歳以上の小児慢性対象外を含む） 利用人数：4名（12月末時点）
がん教育出前講座	継続	一部		① ② ③ 4 5 6 7 8 9	対象者：市立小中学校の児童生徒、教員、保護者 時期/回数：6～1月までに計6校で実施
がん対策推進講演会	継続	全部		① 2 3 4 5 6 ⑦ ⑧ 9	対象者：市民 時期/回数：2月14日～3月13日にオンラインで配信
受動喫煙対策ポスターを作成し、市内全ての指定喫煙場所に掲示	新規	なし		1 ② 3 4 5 6 7 8 9	対象者：市内13ヶ所の指定喫煙場所を利用する市民 禁煙外来についての案内を掲載
市ホームページに医療用ウィッグ・サポート店一覧を掲載	継続	全部		1 2 3 4 5 6 7 ⑧ 9	対象者：医療用ウィッグを必要とするがん患者 サポート店は随時募集し、更新中
				1 2 3 4 5 6 7 8 9	対象者： 時期/回数： 参加人数：
				1 2 3 4 5 6 7 8 9	対象者： 時期/回数： 参加人数：
取組の成果、感想など				コロナ禍における対策及び今後の方向性	
新規事業として若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業を7月から開始している。現時点の申請件数は4件であるが、必要とする方が漏れなく速やかに申請できるよう、今後も制度の周知に努めたい。 令和2年度からの継続事業である出前講座は、オンラインを併用することで6校で開催できた。アンケート結果からは正しい知識を得られたという声が多く聞かれ好評であった。今後も多くの開催が望まれるため、依頼できる講師を増やす必要がある。				出前講座は、新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、一部オンラインを併用し開催した。 講演会は、オンラインセミナーが社会的に浸透し始めたことを踏まえて外出困難な方も参加できる利点を活かすためオンライン形式としている。 今後も対象者や状況により開催方式を柔軟に検討していきたい。	

がん教育出前講座の講師について

1 事業概要

- (1) 対象者 市立各学校の児童・生徒、保護者、教員
- (2) 会場 学校の教室、体育館、リモート開催等
- (3) 講師 医師や看護師等の医療関係者、がん経験者
- (4) 実施回数 年間6回

2 開催実績

【令和3年度】

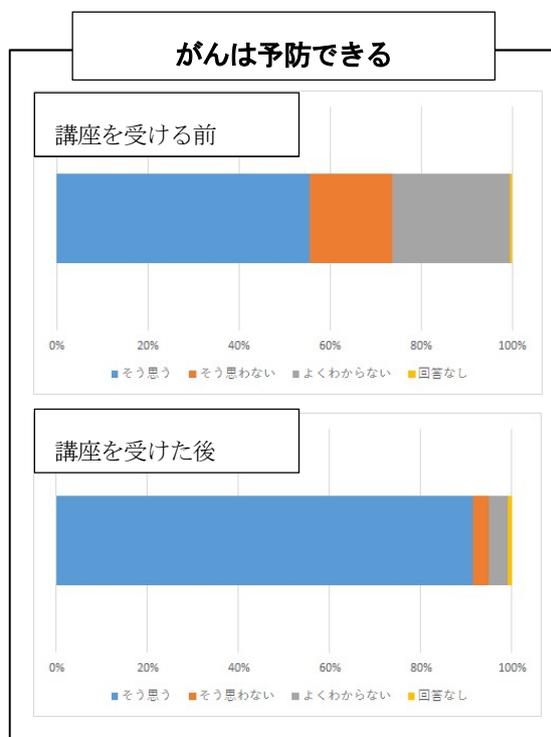
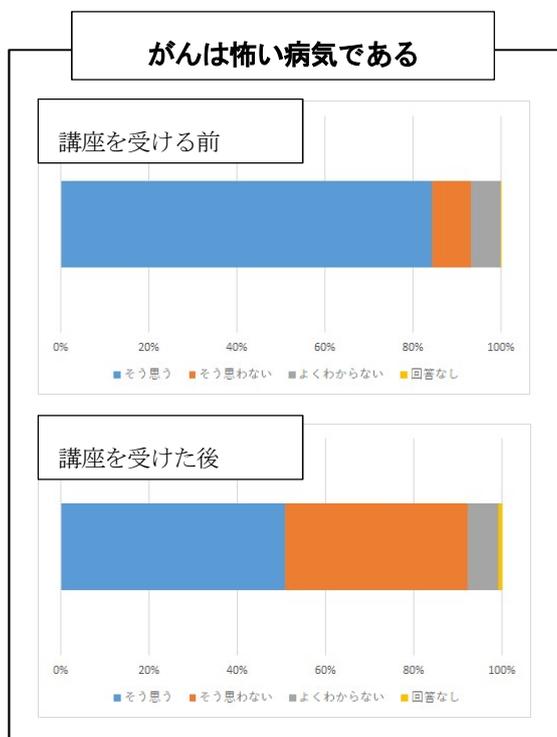
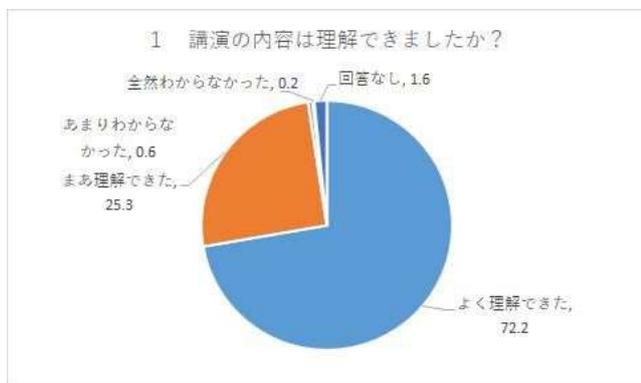
回	講師	参加者	参加人数	講座内容
1	医師 さいたま市立 病院	小学校 保護者 教員	58名	<ul style="list-style-type: none"> ・がんの仕組みと予防方法、治療方法について ・身近な人や児童ががんに罹患した場合の接し方や対応方法について ・授業で児童に、がんについて伝える際の注意点について
2	医師 さいたま赤十字病院	小学校 児童 保護者 教員	83名	<ul style="list-style-type: none"> ・がんの正しい知識(がんのしくみ、がんの原因など) ・がんの予防について ・『がんに罹患した方への接し方』を考える
3	がん経験者 Çava!～さいたまBEC ～	中学校 生徒 教員	440名	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の体験談 ・罹患者の気持ちや、身近な人が罹患した時、子どもにはどのように過ごしてほしいかについて
4	がん経験者 Çava!～さいたまBEC ～	中学校 生徒 教員	437名	<ul style="list-style-type: none"> ・がんの闘病の様子等、患者としての体験 ・自分の体を大切にするために今心掛けていることや、現在生活していて考えること等 ・共に生きていくために、身近な人にはどのように対応してほしいか。
5	がん経験者 あけぼの会あけぼの 埼玉	中学校 生徒 保護者 教員	321名	<ul style="list-style-type: none"> ・罹患してから社会復帰されるまで感じたこと等、講師の体験談 ・がんは決して治らない病気ではないことや命の大切さについて
6	医師 さいたま市立 病院	小学校 教員	26名	<ul style="list-style-type: none"> ・がんという病気やがんの仕組み、がんの原因や予防等 ・がんの罹患率やがん予防のための生活習慣、がん患者さんへの接し方について

(参考)【令和2年度】

回	講師	参加者	参加人数	講座内容
1	がん経験者 あけぼの会あけぼの 埼玉	小学校 保護者 教員	42名	・がんに関する基本的な情報や検診などの予防方法 ・身近な人や児童ががんに罹患した場合の具体的な 行動、言葉掛けの仕方
2	看護師 さいたま赤十字病院	中学校 生徒	296名	・がんに対する基礎知識 ・生涯にわたり健康に生活していくための心掛け ・がんの予防について

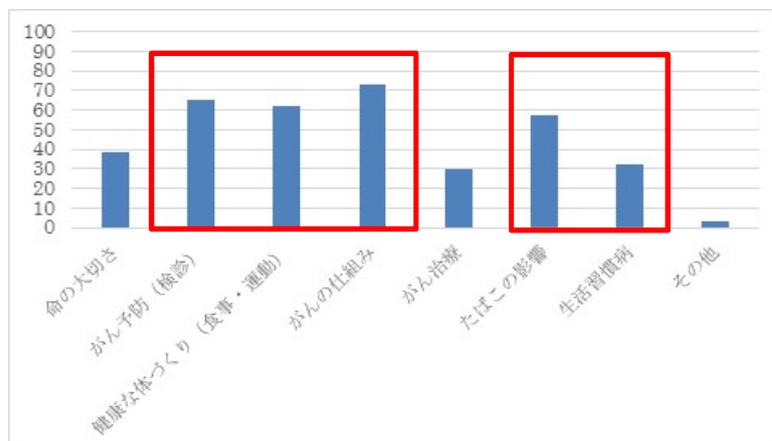
3 参加者へのアンケート結果

(1) 令和2年度及び令和3年度11月までの5校のアンケート結果（累計）



(2) 医師が講師の令和3年度2校のアンケート結果

○講座を受けて役に立った内容がありますか？（複数回答有）

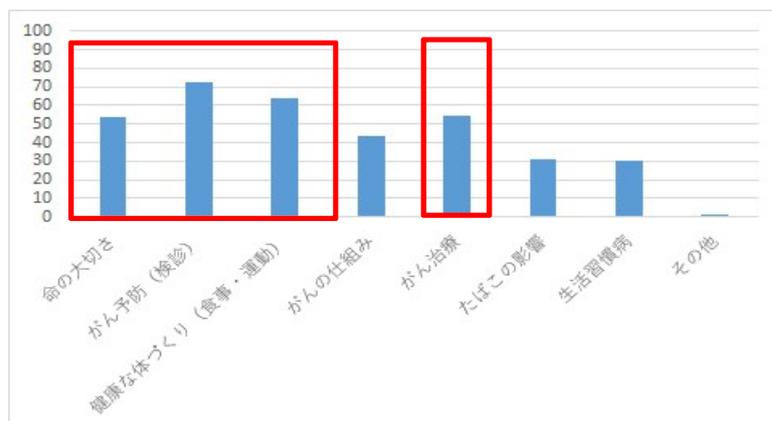


○講座を受講した感想（一部抜粋）

- ・がんはぜったいにならないと言う事はできないが、あまりかからないように予防は出来ると言う事、今からでも予防はできるという事を知りました。
- ・がんは怖いですが、予防をすればふせげることがわかったから、今日学んだことを活用して予防していきたい。
- ・がんができる仕組みを知り、意外とすぐに、「がんになりそう」や、「けっこう身近だな」と感じた。

(3) がん経験者が講師の令和2、3年度2校のアンケート結果

○講座を受けて役に立った内容がありますか？（複数回答有）



○講座を受講した感想（一部抜粋）

- ・がん患者である前に1人の人間だという話がいちばん心に残りました。病気になったからといって今までできていたことが急にできなくなるわけではないので、もし自分の身のまわりで病気になった人がいたときは、相手を1人の人とみて接したいと思いました。
- ・体験してきたことが聞けたので、話がスッと入ってきてとても良かった。
- ・家族のサポートや家族が普段通りに接することで、当事者が変に緊張しなくてすむことを知った。しっかりがん検診を受けることが大切だと改めて知った。

4 講師について

講師は、がん診療連携拠点病院や患者団体に講師派遣を依頼して作成した一覧から、学校の希望（医師、看護師、がん経験者の3通り）に合わせて選定しております。

令和3年度講師一覧

職種	病院・団体名
医師	・さいたま赤十字病院（1名） ・自治医科大学附属さいたま医療センター（2名） ・さいたま市立病院（3名）
看護師	・さいたま赤十字病院（1名）
がん経験者 （患者団体）	・Çava!～さいたま BEC～（2名） ・あけぼの会 あけぼの埼玉（1名）

今後は、申込を行った学校がどのようなことを伝えてほしいかという希望に、より合致させるため、講師の数を増やす、講師が講義できる講座内容を明確化する等、講師一覧を充実させていく必要があると考えます。

つきましては、講師として本事業に参画いただける方を広く募るため、今後展開すべき施策の内容について、審議会として幅広い御見識と多角的な視点から御審議いただきたく、諮問いたします。

がん教育出前講座実施要綱

(目的)

第1条 若い世代ががんに対する正しい知識や検診の重要性を学ぶことで、がんに対する関心を高め、予防行動や将来のがん検診の受診を促すとともに、家庭内での波及効果が期待できるため、市立各学校の児童・生徒を対象にしたがんに関する出前講座を実施する。

(事業内容)

第2条 がんは身近な病気だと認識してもらい、自分や身近な人ががんに関しても対応できるように、第5条の講師ががんに関する基本的な知識や正しい情報を伝えるとともに、予防や早期発見への呼びかけを行うもの。

(対象者)

第3条 対象者は、市立各学校の児童・生徒及びその保護者並びに教員等とする。

(会場)

第4条 会場は、市立各学校内とする。

(講師)

第5条 講師は、医師、医療従事者、がん経験者、その他がんに関する専門知識を有する者とする。

(費用負担)

第6条 講師に係る費用（交通費を含む）を予算の範囲内において市が負担する。

(事前協議)

第7条 事業実施に当たり、講座の詳細については実施校と健康増進課の協議により決定する。

(アンケート調査の実施)

第8条 出前講座開催後に、対象者へのアンケート調査を実施し、事業の改善を図る。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康増進課が別に定める。

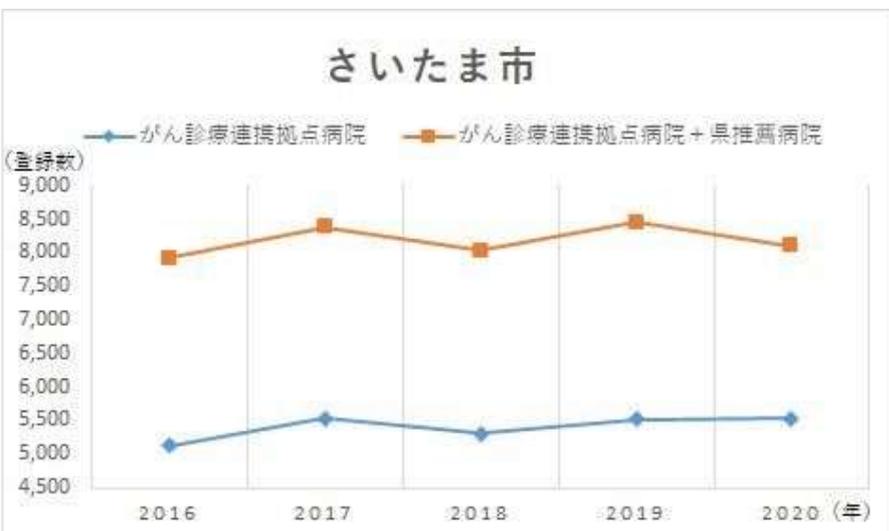
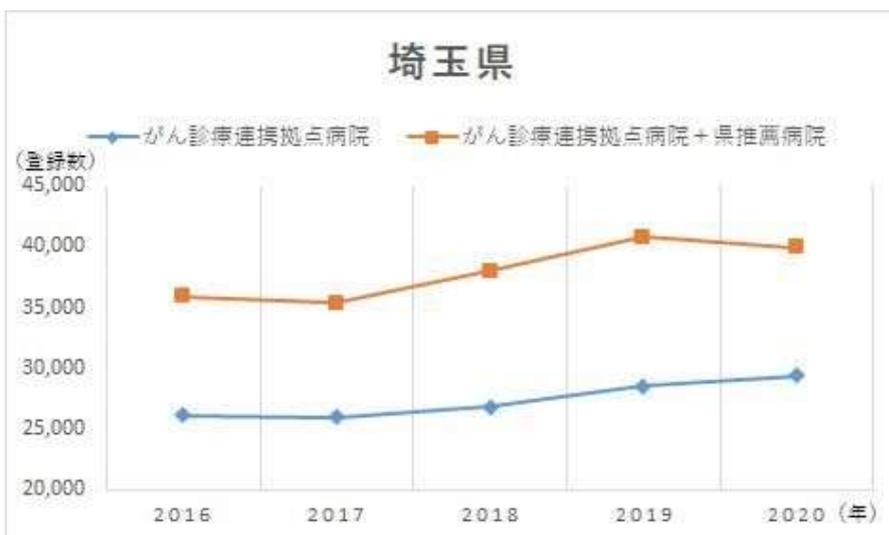
附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

コロナ禍における受診控えが、 がんの早期発見、早期治療に与えた影響について

1 院内がん登録の推移

「国立がん研究センターがん情報サービス 院内がん登録全国集計」における2016年～2020年の院内がん登録数を当課でグラフ化。



さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業の周知について

1 本事業の利用申請状況について

(1) 利用申請件数

令和3年7月1日～令和3年12月31日の利用申請件数は以下の通りです。

利用申請件数：4件

利用申請の内、利用（予定）サービスの件数は以下の通りです。

訪問介護 0（0）件、訪問入浴介護 0（0）件、

福祉用具貸与 2（4）件、福祉用具購入 0（1）件

意見書作成料※ 3（4）件

※本事業では政令指定都市の実施する同様の事業において初めて、利用申請に添付する医師による意見書の作成料も補助対象としています。

平成28年～令和元年において自宅で亡くなられた若年のがん患者の数と比較すると現在の利用申請件数は概ね想定通りです。

市内のがんによる年間死亡者数（人） 人口動態統計より

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
20～40歳未満 がん死亡者数	27	24	18	14
20～40歳未満 在宅でのがん死亡者数	3	4	3	2

(2) 問合せ状況

令和3年7月1日～令和3年12月31日の問合せ件数は以下の通りです。

本人から 1件（申請済1件）

家族から 4件（申請済3件）

医療機関から 2件（申請済0件）

問合せ内容：申請の方法、購入を予定している福祉用具が補助対象になるか等

2 本事業の周知について

今後は、本事業の目的である「末期と診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送れる」ために、本事業を知ることで在宅療養を新たな選択肢として検討することができるよう、在宅療養を予定していない方にも本事業について周知していくことが必要であると考えます。

つきましては、末期と診断された若年のがん患者の方に本事業を広く周知するため、今後展開すべき周知の方法等につきまして、御意見をお願いいたします。

(参考) 現在実施している周知方法について

市民に向けて： 市ホームページ、市報への案内掲載。

区役所等にチラシを配架等。

医療機関に向けて： 市内のがん診療連携拠点病院・がん診療指定病院、埼玉県立がんセンターのがん相談支援センターへ説明。

市内医療機関等へチラシを配布。

さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業

さいたま市では、若年の末期がん患者の方が住み慣れた自宅で安心して自分らしい生活が過ごせるよう在宅サービス利用料の一部を補助します。

対象者

以下の要件の全てに該当する方が対象となります。

- 20歳^(※)以上40歳未満のさいたま市民の方

※小児慢性特定疾病医療給付制度の対象でない18歳以上の方を含みます。

- 末期がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で、在宅療養生活への支援及び介護が必要な方
- 他の制度において同等の補助又は給付を受けることができない方

対象サービス

- 訪問介護

・ 身体介護 ・ 生活援助 ・ 通院等乗降介助

- 訪問入浴介護

- 福祉用具の貸与

・ 車いす（付属品含む） ・ 特殊寝台（付属品含む） ・ 床ずれ防止用具 ・ 体位変換器
・ 手すり（工事を伴わないもの） ・ スロープ（工事を伴わないもの） ・ 歩行補助つえ
・ 歩行器 ・ 移動用リフト（つり具部分を除く） ・ 自動排泄処理装置

- 福祉用具の購入

・ 腰掛便座 ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品 ・ 入浴補助用具 ・ 簡易浴槽
・ 移動用リフトのつり具の部分



補助金額

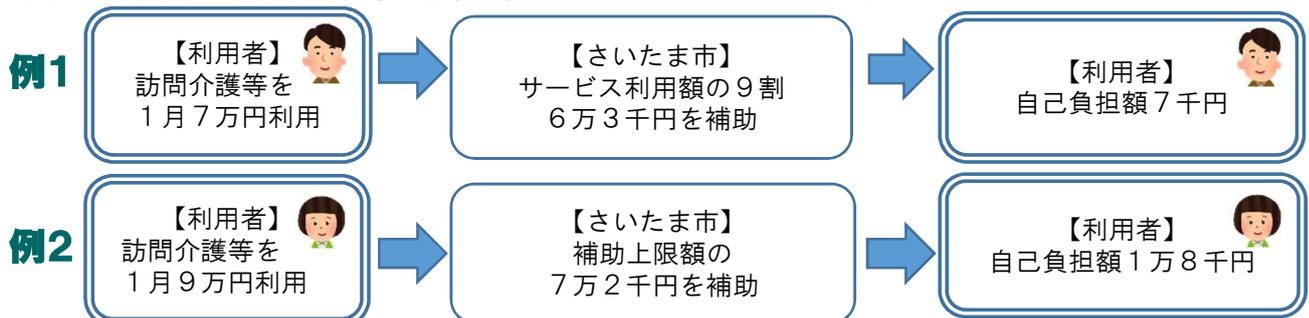
対象サービス利用料、購入費の9割（1円未満切捨て、上限額は次のとおり）

- 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与を合わせて 月額72,000円

- 福祉用具購入 1人あたり90,000円

※このほか、申請に必要な意見書作成料を補助します。（上限額 4,000円）

※まず利用者がサービス利用料等の全額を事業者支払い、その後市が利用者へ補助金を支払います。



【申請の流れについては裏面へ】

申請の流れ

(1) 利用申請

以下を健康増進課へご提出ください（郵送可）。

- ① さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用申請書（様式1）
- ② 意見書（さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業）（様式2）

※意見書作成料を請求する場合は、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業交付申請兼請求書（様式7）に領収書（原本）を添えてご提出ください。

※この他、申請者と利用者の本人確認書類をご提示いただきます。

(2) 利用決定の通知

申請内容を審査し利用を決定すると、市から決定通知書を郵送でお送りします。

(3) サービスの利用

利用決定後、サービス提供事業者等と契約を行い、利用を開始してください。

(4) サービス利用料の支払い

サービス提供事業者から請求された額の全額を支払い、領収書、明細書（サービスの内容、利用回数、金額等が記載されたもの）を必ず発行してもらってください。

(5) サービス利用料の請求

以下を健康増進課へご提出ください（郵送可）。

- ① さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業交付申請兼請求書（様式7）
- ② サービス提供事業者等の領収書（原本）
- ③ サービスの内容、利用回数、金額等が記載された明細書

※4月から翌年3月のサービス利用料は同年度内（3月中）に請求してください。

請求が遅れる場合は、健康増進課まで事前にご相談ください。

(6) 請求者への支払い

請求内容を審査し適当と認められた場合は、指定の口座に補助金を振り込みます。

記入する書類は、さいたま市役所2階の健康増進課で配布しています。

又、市ホームページからダウンロードすることもできます。

(<https://www.city.saitama.jp/002/001/017/001/p079977.html>)



【問い合わせ先】

さいたま市 保健福祉局 保健部 健康増進課

住 所：〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL：048-829-1294 FAX：048-829-1967

さいたま市若年がん患者ターミナルケアに係る
在宅療養生活支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、末期と診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅療養生活に要する経費の一部を予算の範囲内で補助金を交付することにより、患者及びその家族の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、さいたま市補助金等交付規則（平成13年5月1日さいたま市規則第59号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(支援事業)

第2条 前条第1項の目的を達成するため、次条に規定する補助対象者に第4条に規定する補助対象経費の一部を補助するさいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業（以下「支援事業」という。）を実施する。

(補助対象者)

第3条 支援事業を利用できる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) さいたま市内に在住し、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 20歳以上40歳未満の者（小児慢性特定疾病医療給付制度の対象でない18歳以上の者を含む。）
- (3) がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
- (4) 在宅療養生活への支援及び介護が必要な者
- (5) 他の制度において同等の補助又は給付を受けることができない者

(補助対象経費)

第4条 支援事業の補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、訪問介護（身体介護、生活援助及び通院等乗降介助）及び訪問入浴介護の各サービス並びに福祉用具貸与及び福祉用具購入（以下「サービス等」という。）に要する経費とする。

なお、福祉用具の種類については別表に掲げるとおりとする。

(補助金の申請)

第5条 支援事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、サービス等の

利用を開始する日の前までに、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業意見書（様式第2号）（以下「意見書」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、意見書は、申請書提出後1箇月以内まで提出することができるものとする。

- 2 利用者は、申請書内で支援事業に係る一切の手続きを民法第643条に基づき委任することができ、受任者は同法第653条第1項第1号の規定に関わらず、支援事業に係る手続きを委任されているものとする。
- 3 利用者死亡時に受任者が指定されていない場合、利用者死亡の時点を持って支援事業に係る手続きは行えないものとする。

（決定及び通知）

第6条 市長は、前条第1項の規定により申請書及び意見書を受理したときは、速やかに利用の可否を決定し、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

（意見書作成料の請求）

第7条 医師による意見書の作成に際し発生した料金については、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付申請兼請求書（様式第7号）により請求することができ、上限額は4千円とする。ただし、支援事業の利用が却下された場合は、請求者の全額自費とする。

- 2 市長は、意見書作成料の請求があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合には、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付通知書（決定及び確定・却下）（様式第8号）により請求者に通知するものとする。
- 3 意見書作成料の請求を行う利用者は、利用決定通知日の属する年度の末日までに請求しなければならない。

（医師の意見の聴取）

第8条 市長は、必要と認める場合には、第6条の規定により支援事業の利用が決定した者（以下「利用決定者」という。）について、医師の意見を求めることができる。

（変更又は廃止の届出義務）

第9条 利用決定者は、支援事業の利用期間中において、次の各号のいずれかに該当

したときは、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用変更（廃止）申請書（様式第4号）により、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき
- (2) 支援事業を利用する必要がなくなったとき
- (3) 第3条各号に定める対象者に該当しなくなったとき

（変更又は廃止の決定及び通知）

第10条 市長は、前条の規定による変更（廃止）申請書を受理したときは、速やかに変更又は廃止の可否を決定し、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用変更（廃止）決定（却下）通知書（様式第5号）により利用決定者に通知するものとする。

- 2 市長は、利用決定者からの届出なくして前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当したことを把握した場合は、その事由が発生した日に遡り変更（廃止）することができる。

（利用の取消又は中止）

第11条 市長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の利用を取消又は中止することができる。

- (1) 疾病等により在宅療養の継続が困難であると認められるとき
- (2) 市長が支援事業を利用することについて適当でないと認めたとき

- 2 市長は、前項の取消又は中止をしたときは、さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用取消（中止）通知書（様式第6号）により、利用決定者に通知するものとする。

（補助金の額）

第12条 市長は、第4条に掲げる補助対象経費の100分の90に相当する額を補助するものとする。なお、100分の90に相当する額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、利用者が生活保護受給世帯の場合にあっては、100分の100に相当する額を補助するものとする。

- 2 前項の補助対象経費の上限額は、訪問介護、訪問入浴介護及び福祉用具貸与を合わせて1人当たり1月8万円とする。また、福祉用具購入については1人当たり10万円とする。

（サービス等提供事業者への依頼）

第13条 利用者等は、第4条に掲げる補助対象経費に係るサービス等を自ら提供す

る事業者へ直接依頼するものとする。

(利用料の請求、支払及び期限)

第14条 利用者は、補助対象経費のうち、自己負担分を除いた金額をさいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付申請兼請求書(様式第7号)に月単位で記載し、領収書を添えて、市長に請求するものとする。ただし、請求は月単位又は一定期間分をまとめて行うことができる。

2 市長は、利用料の請求があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合に金額を通知し補助金を支払うものとする。なお、交付決定の通知はさいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付通知書(決定及び確定・却下)(様式第8号)により請求者に通知するものとする。

3 同条第1項の規定による請求は、サービスを利用した日の属する年度の末日までに行わなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、虚偽の申込、申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(初年度における申請期間の特例)

2 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの期間に利用開始した場合は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和3年10月31日まで申請書の提出を受け付ける。

別表（第4条関係）

福祉用具貸与項目

番号	種 目	機能又は構造等
1	車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
2	車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
3	特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。 (1) 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 (2) 床板の高さが無段階に調整できる機能
4	特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
5	床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット (2) 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6	体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
7	手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
8	スロープ	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
9	歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの (2) 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10	歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
11	移動用リフト（つり具の部分を除く。）	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）。
12	自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）。

別表（第4条関係）

福祉用具購入項目

番号	種 目	機能又は構造等
1	腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (2) 洋式便器の上に置いて高さを補うもの (3) 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの (4) 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
2	自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。
3	入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 (1) 入浴用椅子 (2) 浴槽用手すり (3) 浴槽内椅子 (4) 入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの。） (5) 浴室内すのこ (6) 浴槽内すのこ (7) 入浴用介助ベルト
4	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
5	移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

がん患者のアピランスケアについて

1 これまでのさいたま市の取組

本市では、アピランスケアについて、他自治体への調査や国立がん研究センター中央病院内のアピランス支援センターの視察などにより情報収集を進め、本協議会で御意見を伺いながら、支援の在り方を検討してまいりました。その中で、まずはアピランスに関する情報の提供や周知を求める御意見が多くあったことを踏まえまして、以下の取組を行っております。

(1) 医療用ウィッグ・サポート店一覧

医療用ウィッグの販売や、メンテナンス等が行える理美容室の情報を掲載した「医療用ウィッグ・サポート店一覧」を作成し、平成30年12月から市ホームページに掲載。サポート店は随時募集しており、理美容室からの申請を元に更新。

令和3年12月末時点の掲載件数：18件

アクセス件数：

平成30年12月3日（公開）～平成31年3月31日	140件
令和31年4月1日～令和2年3月31日	856件
令和2年4月1日～令和3年 3月31日	885件
令和3年4月1日～令和3年12月31日	1, 107件

(2) 講演会

がん治療におけるアピランスケアの現状について、医療関係者と美容師を対象とした講演会を開催。

実施日時：令和元年11月11日（月）19：00～21：00

会場：浦和コミュニティセンター

参加人数：27名

2 今後のさいたま市の取組について

今後も他自治体や医療機関等へのヒアリングを継続し情報収集に努めてまいります。アピランスケアへの取組としては、現在行っている医療用ウィッグ・サポート店一覧の充実と周知

を引き続き行ってまいりますが、この他本市として取り組むべき御支援の在り方につきまして、御意見をお願いいたします。

第8回令和3年度さいたま市がん対策推進講演会

がん患者の心のケア ～コロナ禍でつながる大切さ～

オンライン講演会

配信期間 令和4年 **2月14日**(月)～**3月13日**(日)

視聴方法 **さいたま市 ホームページにアクセス**

※さいたま市HPで講演動画を公開します。



日本ではがんは死因の第1位となっており、国民の約2人に1人はがんに罹患すると推計されています。また、3人に1人は20歳から64歳までの就労可能年齢でがんに罹患されており、年々患者数も増えてきている状況です。

本講演会では、コロナ禍での外出自粛により人とのつながりの機会が減少している中でも、がん患者やその御家族の方が精神的、社会的な支えを得られるよう、がん患者の心の変化やがんに関する相談窓口等についてお伝えします。

第一部 基調講演

「こころ穏やかに過ごすために」

埼玉医科大学医学部精神医学 教授

埼玉医科大学国際医療センター精神腫瘍科 診療部長

大西 秀樹 氏

第二部 講演

「知っていますか?がん相談支援センター」

埼玉県立がんセンター地域連携・相談支援センター

緩和ケア認定看護師

岸 桜 氏

オンライン講演会

がん患者の心のケア ～コロナ禍でつながる大切さ～

参加
無料

申込
不要

第一部
基調講演

「こころ穏やかに過ごすために」

埼玉医科大学医学部精神医学 教授
埼玉医科大学国際医療センター精神腫瘍科 診療部長
大西 秀樹 氏



略歴：1986年 横浜市立大学医学部卒業。藤沢病院、横浜市立大学、神奈川県立がんセンターを経て、2007年より現職。がん患者遺族の治療とケアを行う「遺族外来」を我が国で最初に開設。2013年、日本サイコオンコロジー学会、学会賞受賞。日本グリーフ&ビリーブメント学会代表理事。日本臨床死生学会代表理事。著書に「がん患者の心を救う」（河出書房新社）、「遺族外来」（河出書房新社）、「家族ががんになりました」（法研）など。

第二部
講演

「知っていますか？がん相談支援センター」

埼玉県立がんセンター地域連携・相談支援センター
緩和ケア認定看護師
岸 桜 氏

略歴：1994年 埼玉県立がんセンター入職。2008年、緩和ケア認定看護師取得。2014年より地域連携・相談支援センター勤務。

ぜひ視聴して
みてください

- がんと診断され、不安を感じている方
- がんを患っている家族の看護で、大変な方
- 大切な人ががんになったときに、備えておきたい方
- がんの治療中、悩みを抱えている方
- がんになった知人への接し方に悩む方

配信期間 令和4年 2月 14日(月) ～ 3月 13日(日)

【視聴方法】さいたま市HPで講演動画を公開します。

以下の方法で講演会HPにアクセスし、講演動画をご視聴ください。

- ・ 右のQRコード読み込み。
- ・ さいたま市HPで「がん対策推進講演会」で検索。
- ・ URL入力 <https://www.city.saitama.jp/002/001/011/001/p068422.html>



【視聴にあたってのお願い・注意事項】

- ・ 動画視聴のための環境は、視聴される方にてご用意をお願いいたします。
- ・ 動画視聴に伴う通信費は、視聴される方のご負担となります。
- ・ 動画の録音・録画・写真撮影は、お控えください。